

# 那須塩原市における自治会への加入促進に関する協定書

那須塩原市自治会長連絡協議会（以下「協議会」という。）、公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会県北支部（以下「県北支部」という。）及び那須塩原市（以下「市」という。）は、連携・協力し、地域住民の自治会への加入促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（その他）

第4条 この協定書に定めのない事項については、協議会、県北支部及び市が協議し、定めるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、協議会、県北支部及び市が連携・協力し、地域住民の自治会への加入を促進するとともに、各自治会の組織強化・自治会活動の活性化に取り組むことにより、地域力を育み、持続可能な地域の構築・住み良い魅力あるまちづくりに資することを目的とする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、協議会、県北支部、市が署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成 26 年 3 月 14 日

（協定事項）

第2条 協議会、県北支部及び市は、次の役割分担に基づき、地域住民の自治会への加入促進に取り組む。

- (1) 協議会及び市は、県北支部に対し自治会加入の啓発に必要な資材を提供するとともに、県北支部からの問い合わせ等に対応すること。
- (2) 県北支部は、那須塩原市において住宅の販売や賃貸の管理・仲介等を行う場合、その世帯に対し自治会への加入促進用チラシの配布等を行い、加入を促すよう努めること。
- (3) 県北支部は、協議会または市が作成した自治会加入啓発資材を活用し、自治会加入への意識啓発に取り組むこと。
- (4) 市は自治会への加入促進活動が円滑に進められるよう、連絡調整等に努めること。
- (5) 協議会、県北支部及び市は、自治会加入促進に関し連携・協力しながら、自治会への加入促進・より良い地域づくりに必要と認められる事業に取り組むこと。

（期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から翌年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、協議会、県北支部、市のいずれからも改廃の申し出がないときは、満了の翌日から1年間ごとに更新するものとする。

栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2

那須塩原市自治会長連絡協議会

菊地正治  
会長

栃木県那須塩原市上厚崎 462 番地 5

公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会県北支部

伴澤安雄  
支部長

栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2

那須塩原市

河内津寛二  
市長